**平成２２年（フ）第３８４号**
神奈川県大和市下鶴間2851番地　山王ハイツ203号
債務者　趙　　英愛
1　決定年月日時　平成22年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２２年（フ）第３８９号**
神奈川県藤沢市善行１丁目10番地の21　リッチ善行401号室
債務者　会田千佳子
1　決定年月日時　平成22年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２２年（フ）第４１３号**
横浜市磯子区森３丁目15番20号　楷の木
債務者　萬浪　涼子
1　決定年月日時　平成22年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２２年（フ）第４６２号**
横浜市鶴見区上末吉２丁目11番17号　泉屋クリーニングハッピー
債務者　伊與久高利
1　決定年月日時　平成22年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２２年（フ）第４７０号**
横浜市鶴見区北寺尾５丁目８番39号　北寺尾荘Ｆ号
債務者　舩木　正夫
1　決定年月日時　平成22年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２２年（フ）第２４号**
北海道旭川市２条西４丁目１番７号　栄町ハイツ信和４Ｆ17号
債務者　竹田　祐作
1　決定年月日時　平成22年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月12日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

**平成２２年（フ）第５０号**
北海道旭川市５条通12丁目1395番地　サンプラザ512―903号
債務者　新山　結花
1　決定年月日時　平成22年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月26日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

**平成２２年（フ）第５３号**
北海道旭川市東光１条４丁目４番２号　第２イーストハイツ105
債務者　村上　妙子
1　決定年月日時　平成22年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月12日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

**平成２２年（フ）第５７号**
北海道旭川市北門町19丁目2154番地の16　北門アパート205号
債務者　牧　久美子
1　決定年月日時　平成22年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月26日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

**平成２２年（フ）第６５号**
北海道上川郡当麻町４条西３丁目18番３―105号
債務者　瀧本　弘美
1　決定年月日時　平成22年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月12日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

**平成２２年（フ）第３２０号**
神奈川県藤沢市善行１丁目３番地の４　善行コーポ201
債務者　大槻　慶治
1　決定年月日時　平成22年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月30日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２２年（フ）第４３４号**
神奈川県藤沢市辻堂元町５丁目３番２号　コーポ杉山２
債務者　只野　邦子
1　決定年月日時　平成22年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月30日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２２年（フ）第９６１号**
大阪市住吉区墨江４丁目６番19号　デリード住吉公園302号
債務者　岩本　奈々
1　決定年月日時　平成22年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月７日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第１４３４号**
大阪市住之江区南加賀屋４丁目２番９号
債務者　上田　禮二
1　決定年月日時　平成22年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月11日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部